

養父市 国家戦略特別区域会議の構成員
(特定事業を実施すると見込まれる者) の公募について

平成 29 年 12 月 7 日
内閣府地方創生推進事務局

国家戦略特別区域法（平成 25 年法律第 107 号。以下「法」という。）第 7 条第 2 項及び国家戦略特別区域法施行令（平成 26 年政令第 99 号）第 1 条第 1 項本文の規定に基づき、下記の公募要項により、養父市 国家戦略特別区域会議（以下「区域会議」という。）に構成員として加える者として、区域方針（法第 6 条第 1 項に規定する区域方針をいう。）に即して、国家戦略特別区域における産業の国際競争力の強化又は国際的な経済活動の拠点の形成に特に資すると認める特定事業を実施すると見込まれる者を公募します。

- ◆ 区域会議は、国家戦略特別区域において実施する具体的な特定事業等を定める区域計画（法第 8 条第 1 項に規定する「区域計画」をいう。以下同じ。）の作成やその実施に係る連絡調整等を任務としており、区域会議の構成員は相互に密接な連携の下に協議した上で、区域計画を作成することになります。
- ◆ 特定事業を実施すると見込まれる者である構成員が多数に及ぶ場合には、区域会議における迅速かつ適切な意思決定を図るため、区域会議の本会議に出席する代表者等を選定しているところであり、下部組織等の設置により、構成員の意見を反映する方策を講じることとしています。
- ◆ 国家戦略特別区域において実施する特定事業の内容及び実施主体は、区域計画で定められ、内閣総理大臣の認定を受けて効力を生ずることとなるものであり、今回の構成員の選定が特定事業の実施主体を決定するものではありません。また、区域計画の作成段階において、特定事業の実施主体として加えるよう申し出る手続があります（法第 8 条第 3～5 項）。

記

公募要項

1. 公募対象

別紙に定める要件を満たす特定事業を実施しようとする者を公募します。

2. 応募方法

(1) 募集期限

別記様式に必要事項を記入の上、平成 29 年 12 月 13 日（水）10 時までに提出してください。

(2) 提出先

内閣府 地方創生推進事務局内 区域会議構成員募集担当

（住所）〒100-0014 東京都千代田区永田町 1-11-39 永田町合同庁舎 6 階

（電子メール）i.kokkatoc@cao.go.jp

(3) 提出方法

次に掲げるいずれかの方法により提出してください。

(i) 電子メールの場合

別記様式＜電子データ＞を添付して提出

※ 別記様式の電子データのファイルを添付して【i.kokkatoc@cao.go.jp】まで送付してください。なお、当方より到着した旨のご連絡はいたしませんので、送付後に念のため、地方創生推進事務局（TEL 03-5510-2465）に確認のご連絡をいただけると幸いです。

【留意事項】

イ. 電子メールのタイトル（件名）は、「構成員応募 事業主体名」としてください。（例：構成員応募 ○○会社）

ロ. 別記様式の電子データのファイル名は、「養父市 事業主体名」としてください。（例：養父市 ○○会社）

(ii) 郵送等による配達又は持参の場合

別記様式を（2）提出先へ配達又はご持参ください。

※ 郵送等による配達の場合には、封筒の表面に「構成員応募書類在中」と朱書きしてください。

【留意事項】

別記様式は、A4 サイズとし、片面印刷として下さい。

（両面印刷は避けてください。）

(4) その他留意事項

提出いただいた別記様式については返却いたしませんので、予めご了承ください。

3. 選定について

応募に基づき、区域会議の構成員の選定を行います。選定結果は、決定次第速やかに応募者に通知するとともに、選定された者については速やかに公表します。

連絡先

ご不明な点がございましたら、下記連絡先までお問い合わせください。

内閣府 地方創生推進事務局内 区域会議構成員募集担当

（電話）03-5510-2462 （メールアドレス）i.kokkatoc@cao.go.jp

(別記様式)

養父市 国家戦略特別区域会議の構成員の応募について

平成 29 年 月 日

内閣総理大臣 殿

国家戦略特別区域法第 7 条第 2 項の規定に基づいて行われる国家戦略特別区域会議の構成員の公募について、下記により応募します。

記

①事業主体

名称：	
住所・所在：〒	
電話番号：	電子メール：

②特定事業の種類

特定事業	
------	--

③実施しようとする特定事業の概要

(別紙に定める要件を満たしていることが分かる程度の記載で結構です。)

(1) 事業を実施する場所
(2) 事業の規模
(3) 事業の実施期間
(4) 事業の内容

A4 用紙で作成して下さい。なお、各項目の欄のサイズについては適宜調整していただき、複数枚にわたることとなっても結構です。